

資料

No. 2 ～ 3

雇用保険の給付関係資料

失業給付（基本手当）の概要

基本手当の概要

一般被保険者が失業（*1）した場合において、離職の日以前2年間に被保険者期間が12月以上ある場合には（倒産・解雇等による離職者又は有期労働契約が更新されなかったこと等による離職者の場合は、離職の日以前1年間に被保険者期間が6月以上ある場合にも）、4週間に1回、公共職業安定所において、失業状態にあることの認定を行った上で基本手当が支給（*2）される。

*1)「この法律において「失業」とは、被保険者が離職し、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、職業に就くことができない状態にあることをいう」（雇用保険法第4条第2項）

*2) なお、自己都合離職者（正当な理由による自己都合離職者を除く。）又は重責解雇による離職者については、3か月間の給付制限がある。

支給額は日額及び日数として定められ、基本手当日額は離職前賃金の原則80～50%、所定給付日数は、定年退職者を含め離職前から予め再就職の準備ができるような者に対しては90日～150日（一般の離職者）、倒産・解雇等により再就職の準備をする時間的余裕なく離職を余儀なくされた者（特定受給資格者）に対しては90日～330日、有期労働契約が更新されなかったこと等により離職した者（特定理由離職者）に対しては原則90日～150日であるが、平成24年3月31日までは暫定措置として特定受給資格者と同じ90日～330日となっている。

給付日数（原則）

(イ) 倒産・解雇等による離職者（(ハ)を除く）

被保険者であった期間 区分	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
30歳未満	90日	90日	120日	180日	—
30歳以上35歳未満		90日	180日	210日	240日
35歳以上45歳未満		90日	180日	240日	270日
45歳以上60歳未満		180日	240日	270日	330日
60歳以上65歳未満		150日	180日	210日	240日

(ロ) 自己都合離職者（(ハ)を除く）

被保険者であった期間 区分	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
全年齢	—	90日	90日	120日	150日

※ 有期労働契約が更新されなかったこと等による離職者については、原則（ロ）の給付日数だが、平成24年3月31日までは、暫定的に（イ）の給付日数となる。

(ハ) 就職困難な者（障害者等）

被保険者であった期間 区分	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
45歳未満	150日	300日			
45歳以上65歳未満		360日			

平成21年改正法における暫定措置(失業等給付関連)

1. 基本手当について

＜給付日数＞

- 有期労働契約が更新されなかったこと等により離職した者について、給付日数を解雇等による離職者並に充実。
(離職日が平成24年3月31日までの間の者が対象)
- 解雇や有期労働契約が更新されなかったことによる離職者について、年齢や地域を踏まえ、特に再就職が困難な場合に、給付日数を60日分延長。(離職日が平成24年3月31日までの間の者が対象)

2. 就業促進手当について

- 再就職手当(早期に安定的な職業に再就職した場合、一定額の一時金を支給)の受給要件を緩和するとともに、給付率を引き上げる。(再就職した日が平成24年3月31日までの間の者が対象)
＜現行＞

「1/3以上」	→ 残日数×日額× <u>30%</u>
残日数が かつ	
「45日以上」	

＜暫定措置＞

残日数が 「1/3以上」	→ 残日数×日額× <u>40%</u>
残日数が 「2/3以上」	→ 残日数×日額× <u>50%</u>
- 常用就職支度手当(身体障害者、その他就職が困難な者が安定的な職業に再就職した場合、支給残日数の30%に基本手当日額を乗じた一時金を支給)について、「40歳未満の者(年長フリーター層)」を支給対象に加え、給付率を40%に引き上げる。(再就職した日が平成24年3月31日までの間の者が対象)

3. 受講手当について

- 受講手当(公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受けた日であって、基本手当の支給対象日について支給される)の日額を、500円→700円に引き上げる。(平成24年3月31日までの間に公共職業訓練等を受けた者が対象)

基本手当の受給資格要件等について

	被保険者期間	給付日数
解雇・倒産等による離職者	6月以上必要 (離職の日以前1年間で)	<u>90～330日</u>
雇止め等による離職者(※)	<u>6月以上必要</u> (離職の日以前1年間で)	90～150日 (暫定措置として3年間、 <u>90～330日</u> に充実)
それ以外の離職者	12月以上必要 (離職の日以前2年間で)	90～150日

※ 平成21年の改正雇用保険法により新設。

受給資格決定件数の推移

(単位：件、%)

	受給資格決定件数			
	(前年比)	特定受給資格者	特定理由離職者	特定以外受給資格者
平成18年度	1,987,274 (△ 4.8)	433,726		1,553,548
平成19年度	1,895,008 (△ 4.6)	449,687	-	1,445,321
平成20年度	2,200,007 (16.1)	812,172	-	1,387,835
平成21年度	2,265,042 (3.0)	872,243	141,010	1,251,789
平成20年7月	156,716 (△ 0.2)	46,046	-	110,670
8月	139,181 (△ 9.0)	39,955	-	99,226
9月	153,673 (8.8)	42,789	-	110,884
10月	181,622 (0.3)	53,270	-	128,352
11月	135,101 (6.3)	45,191	-	89,910
12月	140,304 (39.7)	60,051	-	80,253
平成21年1月	241,606 (62.3)	119,701	-	121,905
2月	226,622 (72.9)	119,030	-	107,592
3月	241,705 (82.4)	129,975	-	111,730
4月	370,821 (43.1)	171,554	21,007	178,260
5月	249,250 (38.8)	104,940	19,324	124,986
6月	200,627 (38.5)	80,946	13,925	105,756
7月	196,554 (25.4)	79,374	14,753	102,427
8月	160,670 (15.4)	57,617	10,169	92,884
9月	159,768 (4.0)	52,898	8,629	98,241
10月	196,822 (8.4)	72,412	13,455	110,955
11月	141,770 (4.9)	48,669	8,352	84,749
12月	123,347 (△ 12.1)	45,357	6,617	71,373
平成22年1月	170,625 (△ 29.4)	61,827	9,830	98,968
2月	137,167 (△ 39.5)	43,971	7,239	85,957
3月	157,621 (△ 34.8)	52,678	7,710	97,233
4月	285,304 (△ 23.1)	87,440	23,241	174,623
5月	184,513 (△ 26.0)	52,639	12,237	119,637
6月	161,363 (△ 19.6)	50,698	8,439	102,226
7月	154,761 (△ 21.3)	48,760	8,972	97,029

受給者実人員の推移

(単位：人、%)

	受給者実人員	
		(前年比)
平成17年度	627,837	(△ 7.9)
平成18年度	583,255	(△ 7.1)
平成19年度	566,666	(△ 2.8)
平成20年度	606,686	(7.1)
平成21年度	854,617	(40.9)
平成20年 7月	607,559	(△ 1.8)
8月	601,220	(△ 5.6)
9月	606,114	(2.6)
10月	597,093	(△ 0.3)
11月	556,622	(△ 1.3)
12月	585,619	(9.5)
平成21年 1月	618,981	(14.1)
2月	693,316	(33.8)
3月	792,998	(59.1)
4月	882,198	(76.3)
5月	940,044	(70.3)
6月	1,012,154	(78.1)
7月	1,001,375	(64.8)
8月	962,206	(60.0)
9月	910,243	(50.2)
10月	855,192	(43.2)
11月	796,733	(43.1)
12月	765,576	(30.7)
平成22年 1月	731,021	(18.1)
2月	702,990	(1.4)
3月	695,676	(△ 12.3)
4月	678,411	(△ 23.1)
5月	669,784	(△ 28.7)
6月	724,954	(△ 28.4)
7月	720,658	(△ 28.0)

(注) 各年度の受給者実人員の数値は年度間月平均値である。

基本手当日額

①基本手当の年齢別上限額

年 齢 区 分	賃金日額上限額	基本手当日額上限額
30歳未満	12,290円	6,145円
30歳以上45歳未満	13,650円	6,825円
45歳以上60歳未満	15,010円	7,505円
60歳以上65歳未満	14,540円	6,543円

②基本手当の給付率

(60歳未満)

賃 金 日 額	給 付 率	基 本 手 当 日 額
2,000円～ 3,950円	80%	1,600円～ 3,160円
3,950円～11,410円	80～50%	3,160円～ 5,705円
11,410円～15,010円	50%	5,705円～ 7,505円

(60歳以上65歳未満)

賃 金 日 額	給 付 率	基 本 手 当 日 額
2,000円～ 3,950円	80%	1,600円～ 3,160円
3,950円～10,230円	80～45%	3,160円～ 4,603円
10,230円～14,540円	45%	4,603円～ 6,543円

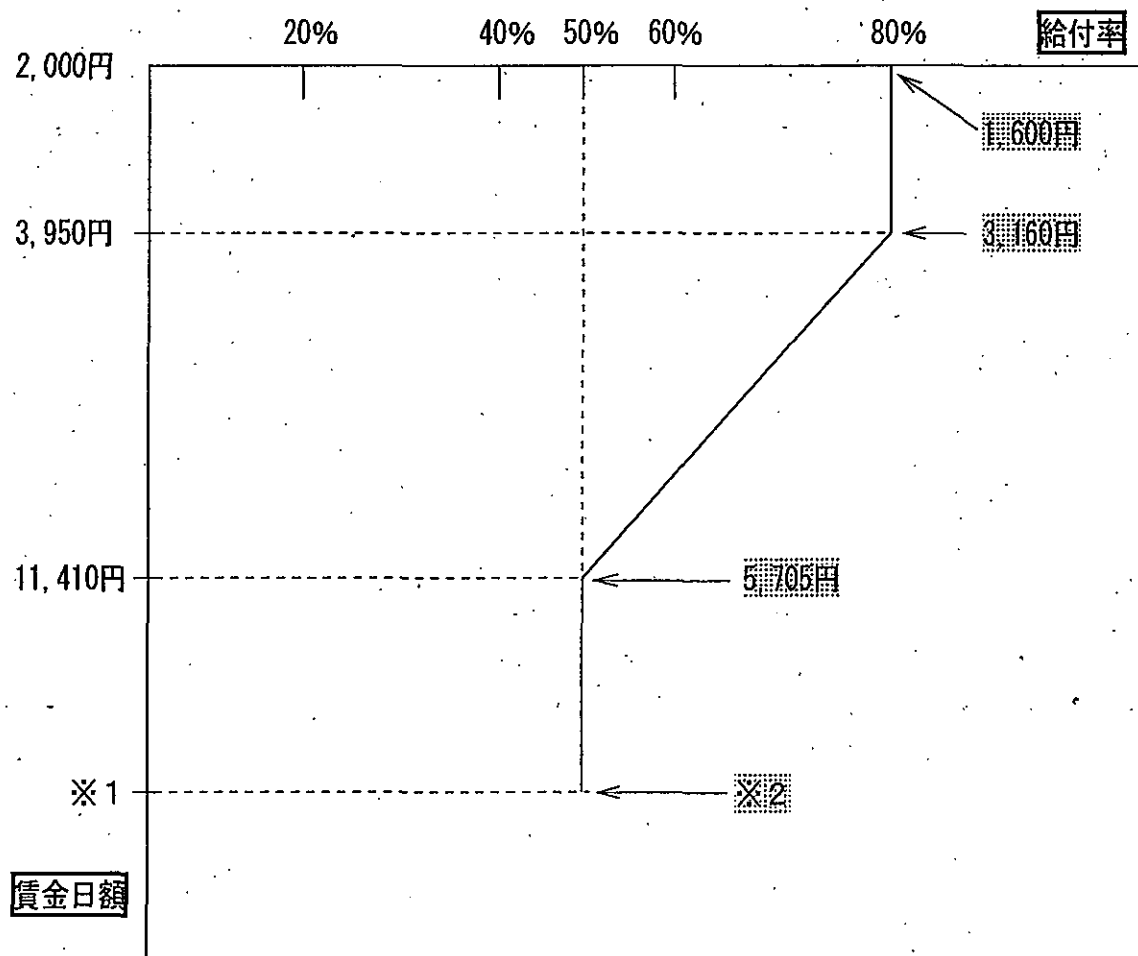
基本手当日額の算定方法について

※ **基本手当日額**は、**賃金日額**に**給付率**を乗じることによって算定。

※ 給付率は、60歳未満の受給資格者については最高80%から最低50%、60歳以上65歳未満の受給資格者については最高80%から最低45%の範囲で設定されている。

1 60歳未満の受給資格者

*基本手当日額は、右側の網かけ数値

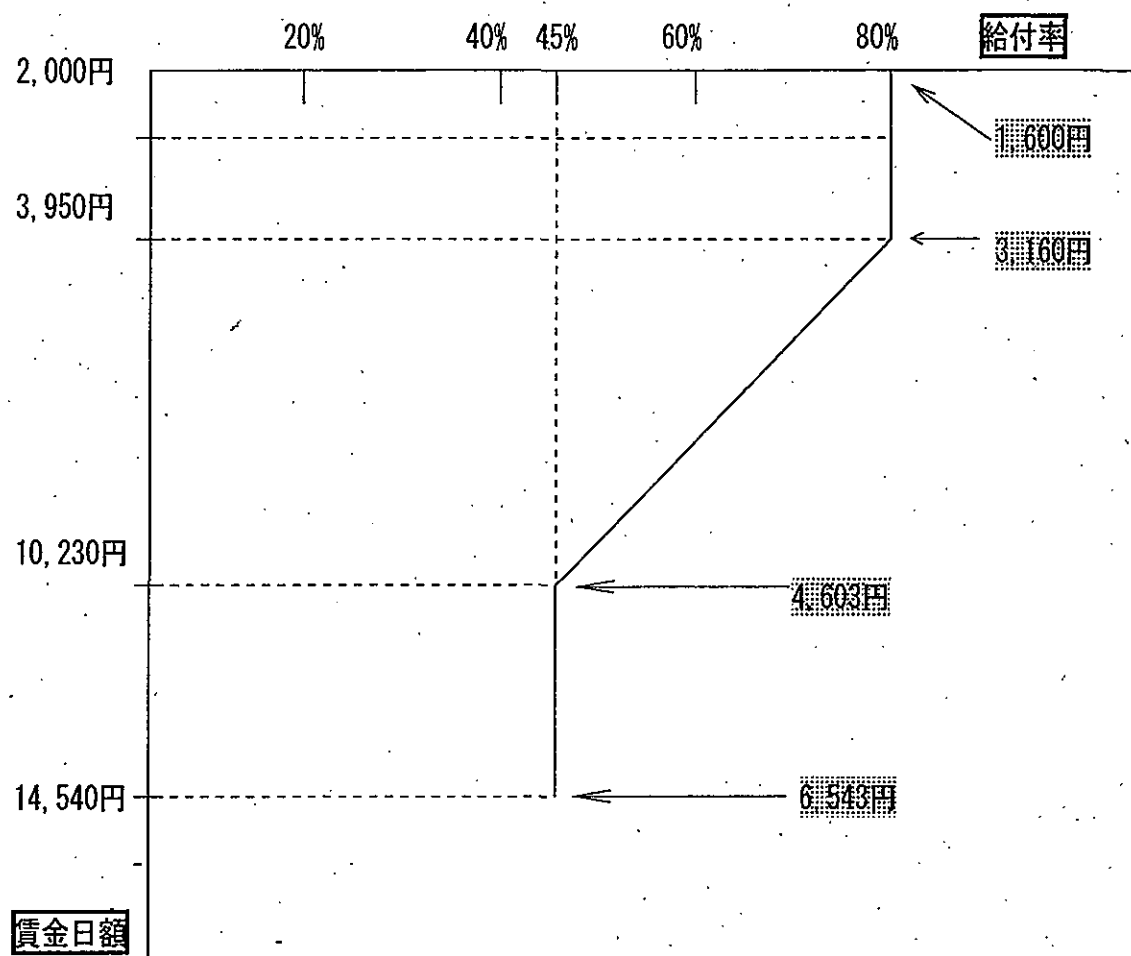


(注) ※1の賃金日額の上限額並びに※2の基本手当日額の上限額については、年齢階層により、次のとおりとなっている。

	賃金日額 ※1	基本手当 日額※2
30歳未満	12,290円	6,145円
30歳以上45歳未満	13,650円	6,825円
45歳以上60歳未満	15,010円	7,505円

2 60歳以上65歳未満の受給資格者

* **基本手当日額**は、右側の網かけ数値



賃金日額の下限額と上限額の推移

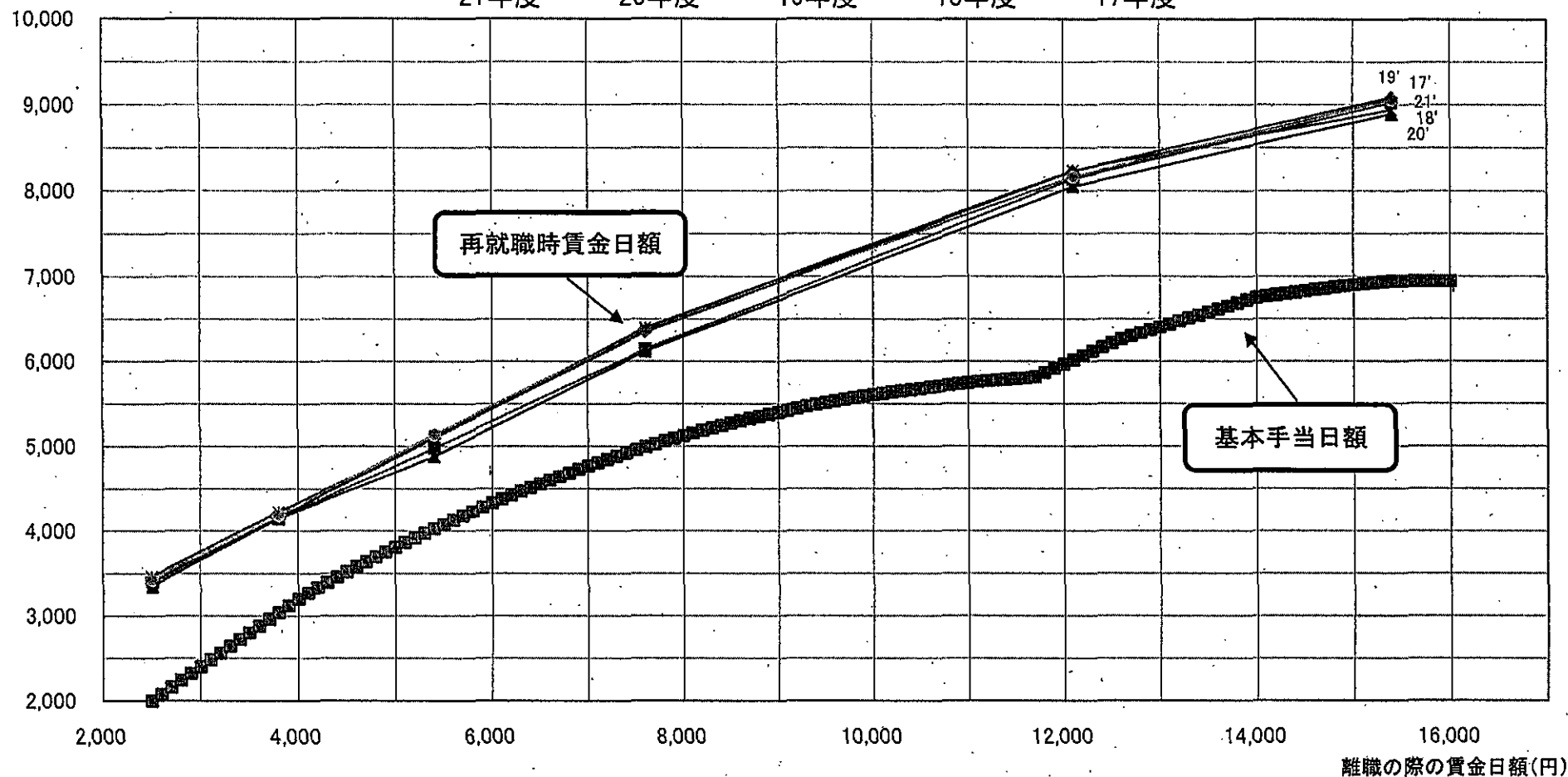
	賃金日額の下限額	賃金日額の上限額			
	年齢区分はなし	30歳未満	30歳以上45歳未満	45歳以上60歳未満	60歳以上65歳未満
平成15年改正法 (4月30日公布) による額改定	2,140	13,160	14,620	16,080	15,580
平成15年	2,120	13,060	14,510	15,960	15,460
平成16年	2,110	12,990	14,430	15,870	15,370
平成17年	2,070	12,740	14,150	15,560	15,070
平成18年	2,080	12,790	14,200	15,620	15,130
平成19年	2,070	12,730	14,140	15,550	15,060
平成20年	2,060	12,660	14,060	15,460	14,980
平成21年	2,050	12,580	13,980	15,370	14,890
平成22年	2,000	12,290	13,650	15,010	14,540

※賃金日額については、毎年8月1日に毎月勤労統計(厚生労働省)でスライドした額を告示

基本手当日額と再就職賃金日額の状況(全年齢)

基本手当日額・再就職時賃金日額(円)

■ 21年度 ▲ 20年度 ◆ 19年度 * 18年度 ● 17年度



注) 再就職賃金日額は、平成17年度、18年度、19年度、20年度及び21度に受給資格決定をした者について、基本手当日額の上限額を限度として平成22年7月末の状況を調査したものである。

基本手当の給付日数(原則)

①倒産、解雇等による離職者(④を除く)

被保険者であった期間 区分	6月以上 1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
30歳未満	90日	90日	120日	180日	—
30歳以上35歳未満		90日	180日	210日	240日
35歳以上45歳未満		90日	180日	240日	270日
45歳以上60歳未満		180日	240日	270日	330日
60歳以上65歳未満		150日	180日	210日	240日

②有期労働契約が更新されなかったこと等による離職者(④を除く)

被保険者であった期間 区分	6月以上 1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
全年齢	90日	90日	90日	120日	150日

※②のうち、有期労働契約が更新されなかったことによる離職者及び被保険者期間6月以上12月未満の正当な理由による自己都合離職者については、平成24年3月31日までは、暫定的に①の給付日数となる。

③一般の離職者(④を除く)

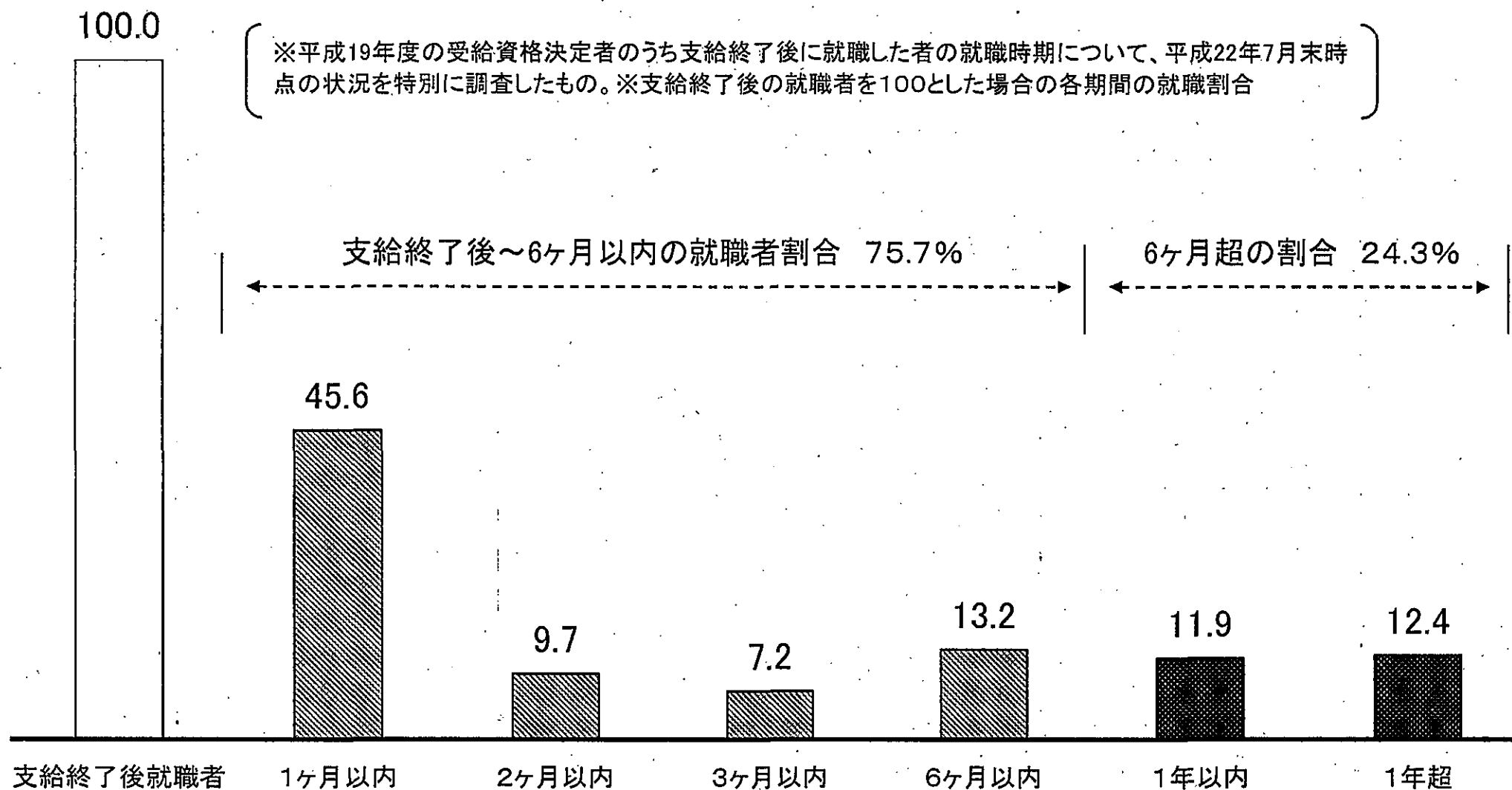
被保険者であった期間 区分	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
全年齢	—	90日	90日	120日	150日

④就職困難な者(障害者等)

被保険者であった期間 区分	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
45歳未満	150日	300日			
45歳以上65歳未満		360日			

雇用保険受給者のうち支給終了後に就職した者の就職時期

※平成19年度の受給資格決定者のうち支給終了後に就職した者の就職時期について、平成22年7月末時点の状況を特別に調査したもの。※支給終了後の就職者を100とした場合の各期間の就職割合



(注) 調査時点での就職者は約119万人(調査対象者の63.3%)、未就職者は約69万人(36.7%)となっている。

個別延長給付の概要

1 概要

有期労働契約が更新されなかったために離職した者又は特定受給資格者のうち、年齢や地域等を踏まえ、公共職業安定所長が就職が困難であると認めた者等について、所定給付日数を60日延長する。（平成21年3月31日から平成24年3月31日までの暫定措置）
（雇用保険法附則第5条）

※ 被保険者期間が20年以上で、35歳以上60歳未満である場合には30日

2 対象者（次のいずれかに該当し、公共職業安定所長が就職が困難であると認めた者）

（1）45歳未満の求職者

（2）直近一箇月で、以下の基準のいずれにも該当する地域の求職者

- ① 労働力人口に対する有効求職者割合が全国平均以上
- ② 当該地域における有効求人倍率が1倍未満
- ③ 雇用保険の基本受給率が全国平均以上

$$\left[\begin{array}{l} \text{基本受給率} = \frac{\text{受給者実人員}}{\text{受給者実人員} + \text{一般被保険者数}} \end{array} \right]$$

※ 平成22年9月1日時点の指定地域（35道府県）

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、山梨県、長野県、三重県、滋賀県、京都府、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

（3）公共職業安定所長が、受給資格者の知識、技能、職業経験等を勘案して、特に再就職のための支援を計画的に行う必要があると認めた者

個別延長給付の支給状況について

(単位：人、％)

	初回受給者数		受給者実人員	
		(前年比)		(前年比)
21年度	552,676	－	116,481	－
平成21年 7 月	59,454	－	142,291	－
8 月	57,939	－	147,666	－
9 月	51,364	－	150,256	－
10月	54,391	－	146,112	－
11月	43,943	－	130,622	－
12月	42,107	－	127,350	－
平成22年 1 月	48,531	－	127,933	－
2 月	37,288	－	114,975	－
3 月	38,398	－	110,507	－
4 月	37,789	(70.5)	99,469	(348.6)
5 月	29,602	(△ 34.9)	82,537	(27.7)
6 月	30,996	(△ 39.9)	85,275	(△ 24.7)
7 月	32,887	(△ 44.7)	83,170	(△ 41.5)

※受給者実人員の年度計は各月の平均値である。

再就職手当の概要

1 概要

受給資格者が安定した職業に就いた場合において、当該職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数が、当該受給資格に基づく所定給付日数の3分の1以上かつ45日以上である者について支給される。(雇用保険法第56条の2)

ただし、平成24年3月31日までの暫定措置として、受給要件を緩和するとともに、給付率を引き上げている。(同附則第9条)

2 支給要件

次のすべてに該当する場合に支給する。

- (1) 就職日の前日における基本手当の支給残日数が所定給付日数の3分の1以上であること。
- (2) 1年を超えて引き続き雇用されることが確実と認められる職業に就き、又は事業を開始した者であること。
- (3) その他、以下の要件を満たすこと。
 - ・ 離職前の事業主(関連事業主を含む。)に再び雇用されたものでないこと
 - ・ 待期期間の経過後に職業に就き、又は事業を開始したこと
 - ・ 給付制限を受けた場合については、待期期間の満了後1ヶ月については、公共職業安定所等の紹介により職業に就いたこと
 - ・ 求職の申込み前になされた雇用予約に基づいて雇用されたものでないこと
 - ・ 安定した職業に就いた日前3年以内の就職について、就業促進手当の支給を受けたことがないこと
 - ・ その他、就業促進手当を支給することがその者の職業の安定に資すると認められるものであること

3 支給額

＜暫定措置＞ 残日数が「1/3以上」→残日数×日額×40%
残日数が「2/3以上」→残日数×日額×50%

＜原則＞ 残日数が「1/3以上」かつ「45日以上」
→残日数×日額×30%

4 その他

支給額を基本手当日額で除した日数分については、基本手当の支給を受けたものとみなされる。

再就職手当の支給状況

(単位：人、%)

	受給者数	残日数2/3以上	残日数1/3以上
平成18年度	366,633 (14.8)	300,885 (17.3)	65,748 (4.5)
平成19年度	364,631 (△ 0.5)	300,356 (△ 0.2)	64,275 (△ 2.2)
平成20年度	347,288 (△ 4.8)	282,332 (△ 6.0)	64,956 (1.1)
平成21年度	390,903 (12.6)	279,704 (△ 0.9)	111,199 (71.2)
平成20年 7月	34,520 (△ 3.2)	28,577 (△ 4.8)	5,943 (4.9)
8月	30,857 (△11.4)	25,470 (△12.5)	5,387 (△ 5.3)
9月	27,876 (9.0)	22,868 (8.1)	5,008 (13.3)
10月	32,178 (△ 8.0)	25,597 (△ 9.4)	6,581 (△ 2.1)
11月	28,939 (△14.9)	23,083 (△15.6)	5,856 (△11.9)
12月	30,377 (△ 3.8)	24,691 (△ 5.1)	5,686 (2.6)
平成21年 1月	26,482 (△ 3.0)	21,545 (△ 3.6)	4,937 (△ 0.2)
2月	22,520 (1.5)	17,989 (0.9)	4,531 (3.9)
3月	26,269 (4.1)	21,192 (3.9)	5,077 (5.0)
4月	23,529 (5.1)	18,831 (4.6)	4,698 (7.0)
5月	37,484 (7.9)	28,323 (1.2)	9,161 (35.6)
6月	38,299 (27.1)	28,698 (13.3)	9,601 (99.9)
7月	42,003 (21.7)	30,496 (6.7)	11,507 (93.6)
8月	36,698 (18.9)	25,710 (0.9)	10,988 (104.0)
9月	32,290 (15.8)	22,434 (△ 1.9)	9,856 (96.8)
10月	38,215 (18.8)	25,796 (0.8)	12,419 (88.7)
11月	32,831 (13.4)	22,220 (△ 3.7)	10,611 (81.2)
12月	32,959 (8.5)	23,128 (△ 6.3)	9,831 (72.9)
平成22年 1月	28,053 (5.9)	19,822 (△ 8.0)	8,231 (66.7)
2月	21,427 (△ 4.9)	15,001 (△16.6)	6,426 (41.8)
3月	27,115 (3.2)	19,245 (△ 9.2)	7,870 (55.0)
4月	23,659 (0.6)	16,936 (△10.1)	6,723 (43.1)
5月	34,158 (△ 8.9)	24,444 (△13.7)	9,714 (6.0)
6月	32,460 (△15.2)	24,614 (△14.2)	7,846 (△18.3)
7月	33,807 (△19.5)	25,184 (△17.4)	8,623 (△25.1)

(注) () 内は、対前年同月比である。

常用就職支度手当の概要

1 概要

受給資格者、特例受給資格者又は日雇受給資格者であって、身体障害者その他就職が困難な者（※）が安定した職業に就いた場合において、公共職業安定所長が必要と認めたときに支給される。（雇用保険法第56条の2）

ただし、平成24年3月31日までの暫定措置として、支給対象者を拡大するとともに、給付率を引き上げている。（同附則第9条）

（※）平成24年3月31日までの暫定措置として、支給対象者に「安定した職業に就くことが著しく困難と認められる者であって、再就職した日において40歳未満である者」を追加。

2 支給要件

次のすべてに該当する場合に支給する。

(1) 公共職業安定所又は職業紹介事業者の紹介により1年以上引き続いて雇用されることが確実であると認められる職業に就いたこと。

(2) その他、以下の要件を満たすこと。

- ・ 離職前の事業主に再び雇用されたものでないこと。
- ・ 待期期間又は給付制限期間が経過した後職業に就いたこと。
- ・ 常用就職支度手当を支給することがその者の職業の安定に資すると認められること。

ただし、就職日前3年以内の就職について再就職手当又は常用就職支度手当の支給を受けたことがある場合は、常用就職支度手当は支給されない。

3 支給額

基本手当日額×90×40%（原則30%の給付率を暫定措置として引上げ）

（支給残日数が90日未満である場合は、その日数。ただし、45日を下限とする。）

支給残日数	常用就職支度手当の額
90日以上	36日分の基本手当
45日以上90日未満	残日数の40%相当日数分の基本手当
45日未満	18日分の基本手当

常用就職支度手当の支給状況

(単位：人、%)

	受給者数	
平成18年度	2,296	(15.5)
平成19年度	1,909	(△16.9)
平成20年度	2,144	(12.3)
平成21年度	9,906	(362.0)
平成20年7月	190	(57.0)
8月	160	(18.5)
9月	135	(58.8)
10月	143	(10.0)
11月	116	(△22.1)
12月	161	(3.2)
平成21年1月	198	(25.3)
2月	160	(△15.3)
3月	202	(4.7)
4月	136	(△17.1)
5月	539	(67.9)
6月	705	(263.4)
7月	865	(355.3)
8月	1,010	(531.3)
9月	899	(565.9)
10月	1,053	(636.4)
11月	951	(719.8)
12月	973	(504.3)
平成22年1月	899	(354.0)
2月	816	(410.0)
3月	1,060	(424.8)
4月	870	(539.7)
5月	1,271	(135.8)
6月	925	(31.2)
7月	871	(0.7)

(注) () 内は、対前年同月比である。

短期雇用特例求職者給付金の支給状況

《 概要 》

季節的に雇用される者（短期雇用特例被保険者）が失業した場合において、離職の日以前１年間に被保険者期間が６月以上ある場合には、公共職業安定所において失業認定を行った上で、基本手当日額の30日分（※）の一時金が支給される。

（※）雇用保険法附則第８条の規定により、当分の間は40日分

（単位：人、千円）

	受給者数		支給金額	
		（前年度比）		（前年度比）
平成17年度	235,339	（△ 7.3）	58,283,923	（△ 8.1）
平成18年度	220,509	（△ 6.3）	54,503,221	（△ 6.5）
平成19年度	199,512	（△ 9.5）	41,789,624	（△ 23.3）
平成20年度	181,924	（△ 8.8）	35,331,519	（△ 15.5）
平成21年度	159,986	（△ 12.1）	30,435,509	（△ 13.9）
平成21年 4 月	18,252	（△ 6.4）	3,688,844	（△ 7.9）
5 月	9,436	（△ 14.8）	1,901,380	（△ 16.3）
6 月	6,054	（△ 11.7）	1,142,379	（△ 14.0）
7 月	4,606	（△ 5.8）	720,773	（△ 8.6）
8 月	4,084	（△ 10.1）	638,386	（△ 14.1）
9 月	1,906	（△ 22.3）	326,552	（△ 28.3）
10月	956	（△ 34.2）	162,991	（△ 38.8）
11月	3,167	（△ 6.4）	553,529	（△ 8.7）
12月	18,609	（△ 14.4）	3,272,157	（△ 15.8）
平成22年 1 月	52,034	（△ 16.8）	10,135,127	（△ 18.7）
2 月	26,921	（△ 10.2）	5,170,760	（△ 11.4）
3 月	13,961	（ 3.5）	2,722,632	（ 1.9）
4 月	23,420	（ 28.3）	4,722,958	（ 28.0）
5 月	8,437	（△ 10.6）	1,667,274	（△ 12.3）
6 月	5,584	（△ 7.8）	1,027,306	（△ 10.1）
7 月	4,327	（△ 6.1）	658,263	（△ 8.7）

（注1）各年度の数値は年度合計値である。

（注2）支給金額は業務統計値である。

（注3）平成19年10月1日以降の離職者より給付日数30日（当分の間40日）に改正している。

日雇労働求職者給付金について

日々雇用される者又は 30 日以内の期間を定めて雇用される者であって、一定の要件を満たす者（日雇労働被保険者）が失業した場合において、失業の日の属する月の前 2 月において通算して 26 日分以上の印紙保険料が納付されている場合には、公共職業安定所において失業認定を行った上で、日雇労働求職者給付金が支給される。（認定日ごとに現金で支給。）

等級	給付金日額	賃金日額区分	印紙保険料額(労使折半)
第 1 級	7,500円	11,300円以上	176円
第 2 級	6,200円	8,200円以上11,300円未満	146円
第 3 級	4,100円	8,200円未満	96円

* 1 日雇労働被保険者の要件

日雇労働者であって次のいずれかに該当する者

- ① 適用区域内に居住し、適用事業に雇用される者
- ② 適用区域外に居住し、適用区域内の適用事業に雇用される者
- ③ 適用区域外に居住し、適用区域外の適用事業で、日雇労働の労働市場の状況その他の事情に基づき厚生労働大臣が指定したものに雇用される者

※ なお、直近 2 月の各月に同一事業主に 18 日以上雇用された場合、又は、同一の事業主の適用事業に継続して 31 日以上雇用された場合は、原則、一般被保険者。

* 2 支給日数

受給資格決定月における最大支給日数は、前 2 月間に貼付された印紙の枚数に応じて、13 日（印紙 26 から 31 枚）～17 日（印紙 44 枚以上）。

日雇労働者求職者給付の支給状況

(単位：人、千円)

	被保険者数	受給者実人員				支給金額			
			1 級	2 級	3 級		1 級	2 級	3 級
平成17年度	29,770	17,232	14,067	2,020	1,201	15,390,424	13,334,030	1,407,564	646,752
平成18年度	26,244	15,103	12,251	1,780	1,115	13,046,361	11,148,488	1,304,494	592,356
平成19年度	24,638	14,259	11,535	1,746	1,022	12,457,157	10,620,582	1,283,971	551,052
平成20年度	24,556	13,566	10,910	1,772	938	11,931,552	10,115,073	1,299,545	516,637
平成21年度	24,045	12,001	9,352	1,803	896	10,545,458	8,769,279	1,281,379	494,009
平成21年 6 月	24,843	11,724	9,172	1,733	876	876,913	731,260	105,301	40,353
7 月	24,938	11,603	9,022	1,702	897	857,579	712,906	102,722	41,952
8 月	24,267	11,984	9,320	1,776	903	859,802	716,067	104,867	38,868
9 月	24,163	11,933	9,281	1,784	892	884,001	731,447	110,242	42,312
10月	23,964	12,005	9,392	1,724	907	880,996	737,072	102,436	41,488
11月	23,860	12,015	9,401	1,767	910	826,835	688,982	98,264	39,590
12月	23,672	11,808	9,146	1,774	923	693,208	569,034	88,524	35,650
平成22年 1 月	23,469	13,054	10,031	2,207	934	1,165,751	965,252	147,486	53,013
2 月	23,169	11,537	8,858	1,849	899	702,792	575,064	90,283	37,445
3 月	23,301	11,340	8,682	1,844	876	827,305	673,314	110,298	43,694
4 月	23,154	11,304	8,710	1,788	831	787,970	643,935	105,839	38,196
5 月	22,884	11,321	8,804	1,751	825	864,593	720,819	105,021	38,753
6 月	22,898	10,747	8,299	1,684	833	741,252	610,088	92,485	38,679

(注1) 年度計は決算終了後の確定値であり、各月分は事業月報による暫定値であるため、各月の累計は年度計に必ずしも一致しない。

(注2) 被保険者数は、日雇労働被保険者手帳交付数により推計したものである。